

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年7月9日

支出負担行為担当官

福岡高等裁判所事務局長 永 淵 健 一

### 1 業務概要

(1) 件名 那覇地裁庁舎(渡り廊下)耐震改修実施設計業務

(2) 業務内容 耐震改修実施設計業務

(3) 業務与条件

ア 所在地 沖縄県那覇市樋川1-14-1

イ 敷地面積 約7,648㎡

ウ 既存建物の構造・階数及び延べ面積

(本館)鉄筋コンクリート造 地上2階建 約48㎡

(4) 履行期限

平成25年2月28日

(5) 納入場所

福岡高等裁判所事務局会計課内

(6) 委託業務成績評定

本件業務は、公共工事の品質確保の促進に関する法律第8条第1項に規定する建築設計等の委託業務成績評定対象案件である。建築設計等の委託業務成績評定については、完了検査を実施したときに成績評定を行い、評定結果を受注者に対して業務成績評定通知書により通知するとともに公表する。

(7) 本件業務は、資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたい入札希望者は、発注者の承認を得て紙入札方式によることができる。

なお、紙による入札を希望する場合は、紙入札方式による参加申請書を競争参加資格の申請書及び資料の提出期限前までに提出し、第1回目の入札書締切発行日前までに福岡高等裁判所事務局長の承認を得ること。

紙入札方式による参加申請書については、最高裁判所ホームページ 調達・公募情報 公示・公表 電子入札システム(工事) 運用基準(PDF)の別紙様式第1を参照すること。

### 2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別な理由がある者に該当する。

(2) 裁判所の平成23・24年度における測量、建築関係建設コンサルタント業務及び

地質調査業務の一般競争（指名競争）参加者資格のうち、建築関係建設コンサルタント業務の資格を受け、かつ、総合点数が200点以上の者であること。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがあった者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがあった者については、手続開始の決定後、最高裁判所が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加者資格の再認定を受けている者であること。

- (3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、裁判所発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、福岡高等裁判所管内において、最高裁判所から指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築事務所の登録を行っている者であること。
- (7) 平成14年度以降に、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で2階建以上、床面積が200㎡以上の耐震診断及び耐震改修の実施設計の実績を有すること。
- (8) 次の基準を満たす管理技術者及び総合主任担当技術者を配置できること。
  - ア 建築士法（昭和25年法律第202号）による一級建築士の資格を有する者であること。ただし、管理技術者については、資格取得後5年以上の者であること。
  - イ 平成14年度以降に上記(7)の基準を満たす実績を有する者であること。
  - ウ 申請書の提出期限の日において、3箇月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (9) 次の基準を満たす構造主任担当技術者を配置できること。
  - ア 建築士法（昭和25年法律第202号）による構造設計一級建築士の資格を有する者であること。
  - イ 平成14年度以降に上記(7)の基準を満たす実績を有する者であること。
  - ウ 申請書の提出期限の日において、3箇月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (10) 本業務の主たる業務分野は、総合（建築意匠）設計及び構造設計を指定する（以下「主たる業務分野」という。）。
- (11) 管理技術者及び各主任担当技術者（建築意匠、構造）は、それぞれ1名とし、兼務はできない。
- (12) 主たる業務分野を再委託しないこと。

### 3 入札手続等

#### (1) 担当部局

〒810 - 8608

福岡県福岡市中央区城内 1 - 1  
福岡高等裁判所事務局会計課営繕係  
電話 0 9 2 - 7 8 1 - 3 1 4 1 (内線 2 2 1 2 )

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間 平成 2 4 年 7 月 9 日 (月) から平成 2 4 年 8 月 1 7 日 (金) まで  
(裁判所の休日に関する法律 (昭和 6 3 年法律第 9 3 号) 第 1 条に規定する裁判所の休日 (以下「休日」という。) を除く。) の午前 9 時から午後 5 時まで

イ 交付場所 (1) に同じ

ウ 郵送による交付を希望する者は、返信用の封筒 (C D - R 1 枚が入る規格で表に住所及び氏名を記載し、所定の切手を貼付したもの) を平成 2 4 年 7 月 1 7 日 (火) (必着) までに(1) に送付すること。

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間 平成 2 4 年 7 月 9 日 (月) から平成 2 4 年 7 月 1 9 日 (木) まで  
(休日を除く。) の午前 9 時から午後 5 時まで

イ 提出場所 (1) に同じ

ウ 提出方法

電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、アの提出期間内に持参又は郵送 (書留郵便に限る。提出期限内必着) すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、紙により持参すること。

ア 電子入札システムによる入札の締切は、平成 2 4 年 8 月 2 0 日 (月) 午前 1 0 時とする。

イ 持参による入札の受領期限は、平成 2 4 年 8 月 2 0 日 (月) 午前 1 0 時までとし、福岡高等裁判所 4 階事務局会計課営繕係にて入札すること。

ウ 開札は、平成 2 4 年 8 月 2 1 日 (火) 午前 1 0 時に福岡高等裁判所 4 階入札室にて行う。

#### 4 その他

(1) 手続において使用する言語等

手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本の標準時、単位は計量法 (平成 4 年法律第 5 1 号) による。

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(4) 落札者の決定方法

予決令第 7 9 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそ

れがあると認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)に同じ

(7) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

2の(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も3の(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争入札に参加するためには、開札の時に於いて、一般競争参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(8) 詳細は、入札説明書による。